

## 第 2 1 回 篠山再生市民会議 会議録 ( 要旨 )

( 記録 : 行政経営課 )

日時 : 平成 2 0 年 8 月 1 9 日 ( 火 ) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

場所 : 篠山市役所 第 2 庁舎 3 階 会議室

出席者 : 篠山再生市民会議委員 ( 1 名欠席 )  
庁内調整会議職員、教育委員会 3 名

傍聴者 : なし

会議次第

1 開会

2 報告事項

( 1 ) 篠山市中央図書館について ( 前回会議における回答等 )

3 協議事項

( 1 ) 篠山再生計画 ( 案 ) 行財政改革編について

( 2 ) 篠山再生計画 ( まちづくり編 ) の策定について

( 3 ) 当面のスケジュール

( 4 ) その他

3 閉会

決定事項等

- ・各委員は、次回までに「篠山再生計画 ( 案 ) 行財政改革編」に対する意見を事務局へ提出する。
- ・今回は、事務局から提出される「篠山再生計画 ( まちづくり編 ) 素案」を検討する。

議事要旨

1 報告事項

( 1 ) 篠山市中央図書館について ( 前回会議における回答等 )

( 教育委員会 ) 職員数は、開館当初は市職員 6 名と委託職員 6 名の合計 1 2 名、現在は市職員 4 名と派遣職員 6 名の合計 1 0 名である。

移動図書館については、人員の確保や財政状況が厳しいことから実現できていない。

指定管理については、図書館法の解釈や教育理念上で問題があげられる。

( 教育委員会 ) 報告資料 1 を説明・・・図書費・新聞雑誌費について

図書の購入については、1 冊 2 0 0 円から 2 5 0 円で必要な本の装備代が無料となる業者から購入している。また、図書は独占禁止法により定価による販売しか行えないようになっているが、現在独占禁止法の適用除外について議論がなされており、適用除外になった場合は現在より安価な購入方法を検討する。

開館日数は、平成 2 1 年度から祝日開館を行う予定である。実現すれば、年間 2 8 6 日の開館となる。平成 2 0 年度は 2 7 5 日の開館を予定している。

時間延長については、現在実施している延長時間帯での利用者数が減少していることも考慮に入れ、費用対効果も含めた検討を行う。

中央公民館方式へ移行した場合の配本所への影響は、5 0 冊を 1 ヶ月間貸出できる団体貸出制度の利用を積極的に推進し、配本所がなくなる場合にも影響が出ないように取り組みたい。隣保館や病院への団体貸出も可能である。

( A 委員 ) 図書館運営に関して工夫が欲しい。

開館時間であれば、現在の延長時間帯の利用者数が少なかったとしても、どの時間帯であれば来館が見込まれるのか調査をして、延長する時間の分を来館者の少ない他の時間帯を閉館にするなどをすればよい。

篠山市の図書館の蔵書を見ていると、満遍なく揃えられていてあまり魅力を感じない。本の選書については、図書館員のみで行うのではなく、もっと市民の声を反映できるような方法で行ってはどうか。また、現在は活字離れが問題視されているが、このような問題は学校との連携が重要である。

( 教育委員会 ) 現在、アンケート箱を設置しているが、開館時間等の具体的内容に関するアンケートではないので、今後の図書館運営に活かすための具体的事項に関するアンケートも行ってみたい。

また、学校との連携も図っており、学校からの購入図書の要望も平成19年度から受け付けており、必要な図書については複本を揃えている。  
自動貸出機は、1台導入している。

(B委員) 図書館以外に本の返却場所はあるか。

(教育委員会) 公民館5ヶ所(城東・多紀・西紀・西紀分室・今田)とハートピアセンターで返却ができる。

(議長) 祝日開館は、前回会議の後に検討したのか。

(教育委員会) 平成19年度から検討し、平成20年度は試行として祝日3日間を開館している。

(副議長) 報告資料1「平成19年度調査県内類似図書館比較表」にあげられている図書館は、どのような基準で抽出しているのか。抽出の基準が不明瞭で、比較表としては適切でない。

(C委員) 図書館運営に関して、運営戦略やプランはあるか。ないのであれば問題であり、検討すべきである。時間帯ごとの入館者数等も把握しておくべきである。

(D委員) 図書館の実利用者人数はどれくらいか。

(教育委員会) 時間帯ごとの利用者数は把握している。  
年間の実利用者数は、中央図書館が約6千人、市民センター図書コーナーが約800名である。

(議長) 比較されている図書館の入館者数のカウント方法は統一されているか。

(教育委員会) 統一されていない。

## 2 協議事項

(1) 篠山再生計画(案)行財政改革編について

(事務局) 「篠山再生計画(案)行財政改革編」について、パブリックコメントの募集や“ふるさといちばん会議”を開催した。また、“市民なんでもご意見箱”においても意見をいただいている。

(E委員) 報道を見ていると、「篠山再生計画(案)行財政改革編」から大きく方針転換されるのではないかと懸念がある。あまり大きく方針転換があると、最終的に計画としてまとめられなくなるのではないかと。

(議長) “ふるさといちばん会議”においては、誰が回答したのか。

(F委員) 回答は、市長が行った。“ふるさといちばん会議”においては、意見のあった事項について持ち帰り検討すると回答しているものもあるが、方針転換がなされるかどうかは検討結果によるものであり、現在は未定である。

意見についても、存続を希望するものの他に、西紀分室などについては地域へ運営を任せてもらえないか等の意見もあった。

(G委員) 統廃合が行われた後にも存続する支所については、地域のまちづくりの核となる存在であるので、受付業務などに限定すべきでない。

(E委員) 西紀分室については、合併時に合併後にも存続することが約束されていたが、他にもあるであろう、そのような約束についてどれだけ改革できるかが重要である。

- ( F 委員 ) 今回の「篠山再生計画(案)行財政改革編」においては、合併時の約束も他と同様に扱いゼロベースでの検討を行っている。但し、斎場建設に伴う地域振興助成金などは合併時の約束とは性質が異なるので、同じ扱いにしていない。
- ( H 委員 ) 「篠山再生計画(案)行財政改革編」の48頁「篠山市女性委員会委員数の削減」において委員数の削減をあげられているが、現在公募を行っても応募数は定員数に及んでいない。また、設置の目的は「女性問題及び市政についての調査、研究、意見、提言」等であるが、ここ数年はその目的を達する組織としては機能していないので、廃止でよいのではないかと。
- ( 事務局 ) 現時点では不要とは言えないが、検討した結果、定員数の見直しを行うこととしている。
- ( 議長 ) 各委員は、「篠山再生計画(案)行財政改革編」に対する意見があれば、次回までに事務局へ提出することとしたい。  
集約したうえで、意見として市へ提出するかを検討する。
- ( 2 ) 篠山再生計画(まちづくり編)について
- ( 事務局 ) 資料1、参考資料1 - 1から1 - 3を説明
- ( 事務局 ) 参考資料2 - 1から6 - 2を説明
- ( 議長 ) 「まちづくり編」については、当初は平成21年度に策定予定であったが、平成20年11月に案を示し、平成21年1月に策定することとなった。それに伴い、再生市民会議においても、予定を前倒しして「まちづくり編」の検討及び意見の提出を行うこととしたい。  
「篠山市総合計画」の後期3年間についての具体的なまちづくりを示すものと捉えているが、平成22年度までの計画なので、実質的に平成21年度と平成22年度の2年間の計画となるのではないかと、という点を確認したい。  
また、案が出される11月までに再生市民会議としてどのような形で意見を出せばよいのか、確認したい。
- ( 事務局 ) 「篠山市総合計画」に伴うものに限らず、それ以外に各課からの提案や職員提案についても検討し「篠山再生計画(まちづくり編)」に盛り込んでいく。内容としては、平成20年度に既に実施しているものも含め、平成20年度から平成22年度までの3年間の計画とする。  
また、再生市民会議からの意見については、11月の案の公表前までに限らず、1月の策定までに出していただければと思っている。
- ( 議長 ) 時間的制約があるので、素案・原案に対して意見を出す程度となるのではないかとと思われる。1つの事項に絞って議論をして意見するという方法もあるかもしれない。
- ( I 委員 ) これまでに行財政改革編において議論してきたものと関連があるので、資料1「4.計画策定の視点」篠山市独自の視点にあげられている「行政機能の見直しと財政基盤の確立」に絞って議論するのがよいのではないかと。
- ( E 委員 ) 人口や収入増加に絞って具体的な議論をした方がよいのではないかと。
- ( 議長 ) 「行政機能の見直しと財政基盤の確立」については、各事業において取り入れられる視点なので、このことに絞って議論をすることは難しい。
- ( A 委員 ) 「まちづくり編」に盛り込む具体的な事業はどのようにまとめるのか。具体的な事業を列記するだけでは、実施・検証の結果、目的を達成できない事業であることが分かったとしても、実施・消化しなければならないものとなる。事業列記の前段に目的・目標を明記し、事業評価の結果、その目的・目標を

達成できないことが分かった場合には、事業の廃止・変更ができるようにしておく必要がある。

(事務局) 何を目的・目標とするかを明記した上で、それに基づいた重点事業をあげる予定である。また、参考資料1-2にあげている事業については、現時点での調査に基づく事業の一覧であり、これらの事業に絞りをかけて重点事業を選定していく。

(議長) 事業の優先順位や不足している事業などについて意見を出すことはできるか。

(事務局) そのような意見もあるのであればいただきたい。

(A委員) 現在の総合計画については、評価・検証を行っているか。

(事務局) 総合計画に基づき実施している事業の評価は行っているが、政策自体の評価は行っていない。

(G委員) まちづくり協議会が設立された場合、校区自治会代表とまちづくり協議会の代表はどのような関係になるのか。

(F委員) 私見ではあるが、地域における様々な集まりが構成員となり、まちづくり協議会を構成するので、まちづくり協議会が設立された時点で校区自治会はなくなってよいのではないかと。しかし、校区自治会を残したいという意見もあり、現在設立されているまちづくり協議会の会長は、校区自治会の会長を兼ねている場合が多い。

(議長) 「まちづくり編」において、まちづくり協議会の設立を盛り込んだ場合は、計画目標年の平成22年度を過ぎても継続して設立の推進に取り組むとするのか、計画中に全ての校区においてまちづくり協議会を設立とするのか、どちらであるか。

(F委員) 計画年度中において、全校区のまちづくり協議会を設立する方針である。

(議長) 「まちづくり編」にあげられる具体的事業についての意見を提出することもよいか。

(F委員) そのような形でもかまわない。

(議長) 次回には事務局から「まちづくり編」の素案が提出されるので、素案に記載されている具体的事業を見てから、どのような意見を提出できるかを検討することにしたい。

### (3) 当面のスケジュール

(議長) 次回10月1日(水)と次々回10月23日(木)に、「まちづくり編素案」を検討する。注1

各委員は、「篠山再生計画(案)行財政改革編」に対する意見があれば、次回までに事務局へ提出すること。集約したうえで、意見として市へ提出するかを検討したい。

注1: スケジュールについて、後刻日程調整があり、10月23日(木)分が10月27日(月)へ変更となった。

### (4) その他

(事務局) 参考資料7を説明「市民なんでもご意見箱に提出のあった篠山市長及び篠山再生市民会議委員宛の意見」

以上 -